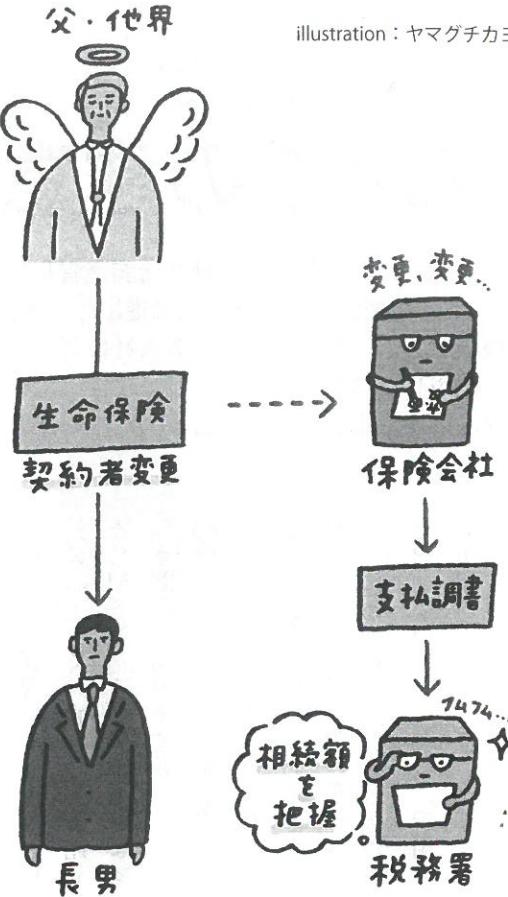


■回答者、北岡修一  
東京メトロポリタン税理士法人 税理士



**Q4** 死亡による契約者の変更があると、どのような課税がされるのですか？

たとえば、契約者が父、被保険者が長男、保険金受取人が長男である生命保険に入っていた場合で、父親が亡くなった場合で考えてみます。この場合、亡くなつた父親は被保険者ではないので、当然、生命保険金はありません。ただし、契約者

たとえば、契約者が父、被保険者が長男、保険金受取人が長男である生命保険に入っていた場合で、父親が亡くなつた場合で考えてみます。この場合、亡くなつた父親は被保険者ではないので、当然、生命保険金はありません。ただし、契約者

が亡くなつたため、契約者を変更する必要があります。契約者を長男に変更したとすると、長男はこの保険契約を引き継ぐことになります。そこでこの請求権なども引き継ぐことになります。そこで長男は父親死亡時における解約返戻金相当額の相

注目

**Q5** 途中で契約者を変更した場合、課税関係はどうなりますか？

前回の例で、父親がまだ生存中に、その生命保険を長男に契約者変更した場合はどうなるでしょうか。契約者変更しただけでは、課税は発生しません。

たとえば、この保険を数年後に解約し、解約返戻金を受け取ったとします。この場合、父親が保険料を負担していた分に対応する解約返戻金は贈られません。

たとえば、この保険料を支払っていなかった分の解約返戻金は一時所得となることがあります。

このように、平成30年1月より長男が負担した保険料を支払調書に記載し、変更前の契約者である父親の住所・氏名も記載されるようになる

図表 生命保険金等の一時金の支払調書(改正後)

平成 年分 生命保険金等の一時金の支払調書							
保険金等受取人		東京都渋谷区×××	氏名又は名称	東京 太郎			
保険契約者等 (又は保険料等 支払人)		同上	個人番号又は法人番号	1234 5678 9012			
被保険者等		同上	氏名又は名称	東京 太郎			
直前の保険契約者等		同上	氏名又は名称	東京 次郎			
保険金額等	増加又は割増保険金額等	未払保険料配当金額等	實付金額、未収利息				
20,000円	千円	千円	千円				
未払保険料等	前納保険料等払戻金	差引保険金額等	既払込保険料等				
千円	千円	千円	千円	15,000円	千円		
保険事故等	解約	保険事故等の 発生年月日	平成30年 9月 1日				
保険等の種類	終身保険	保険金等の 支払年月日	平成30年 9月 10日				
契約者変更の 回数	1						
保険会社等	所在地	東京都新宿区西新宿 ××					
	名称	○○生命保険株式会社	法人番号	1234 5678 9012 3			

## 今月のテーマ 生命保険金などの支払調書が平成30年1月1日から変わります。

平成30年1月1日以降、生命保険金の支払い時などに、生命保険会社が税務署に提出する支払調書が変更になります。これにより、今まで課税漏れになっていたことも多かった生命保険金に関する税金が捕捉されやすくなります。どのような改正なのかQ&Aで取り上げます。

**Q1** 生命保険金などの支払調書とは、どのようなもののですか？

生命保険会社は、一定の生命保険金や解約返戻金、年金などの支払いを行った場合には、税務署に対して支払調書を提出することになります。提出するのは、100万円以上の死亡

金や解約返戻金の支払い時の契約者しか記載されないため、途中で契約者変更になっていた場合に、本来発生する贈与税や相続税の課税漏れも多く発生していました。

また、支払調書には保険金や解約返戻金の支払い時の契約者しか記載されないため、途中で契約者変更になっていた場合に、本来発生する贈与税や相続税の課税漏れも多く発生していました。

定申告の必要があつたり、相続税や贈与税の対象となる場合もあります。生命保険金などの支払調書を提出する目的は、これ

**Q2** 今まで課税上、どのような問題があつたのですか？

今までの支払調書は、生命保険の契約者変更などにうまく対応できていませんでした。たとえば、契約者が死亡したことにより契約者変更が行われた場合には、相続税の課税対象になるとあります。このようなケースの課税漏れには対応できていません。

また、支払調書には保険金や解約返戻金の支払い時の契約者しか記載されないため、途中で契約者変更になっていた場合に、本来発生する贈与税や相続税の課税漏れも多く発生していました。

**Q3** 平成30年1月以後、どのように改正されるのですか？

今まででは、保険金や解約返戻金などを支払ったときに支払調書を提出することになつてきましたが、これに「死亡による契約者の変更」をした場合が追加されます。また、支配調書に記載される内容が追加されます。具体的には図表の「生命保険金等の一時金の支払調書」(改正後)の赤字で表示した部分、契約者変更があった場合の直前の契約者の住所・氏名、契約者変更の回数、支払時の契約者の既払込保険料の記載欄(方括弧内に記入)が追加されています。